



インドネシア共和国法律人権大臣規則

2024年第15号

関連する事項：

書籍および/またはその他の著作物の二次利用ライセンスに関する著作権料管理について

全能なる神のご加護によって

インドネシア共和国法務人権大臣

- 考慮事項：
- 書籍および/またはその他の著作物を物理的またはデジタルおよび/または仮想的に複製する際に、法的な確実性を社会に提供するため、著作物の物理的またはデジタルおよび/または仮想的な複製から発生する著作権料の徴収、集約、および配分の実施メカニズムを規定する必要があること。
 - 上記の考慮事項に基づき、書籍および/またはその他の著作物の二次利用ライセンスに関する著作権料管理についての法務人権大臣規則を定める必要があること。

- 法的根拠：
- インドネシア共和国1945年憲法第17条第3項。
 - 2014年法律第28号、著作権に関する法律（2014年インドネシア共和国官報第266号、インドネシア共和国官報補足第5599号）
 - 2017年法律第3号、図書システムに関する法律（2017年インドネシア共和国官報第102号、インドネシア共和国官報補足第6053号）
 - 2018年政府規則第36号、知的財産ライセンス契約の登録に関する規則（2018年インドネシア共和国官報第115号、インドネシア共和国官報補足第6229号）
 - 2023年大統領令第18号、法務人権省に関する規則（2023年インドネシア共和国官報第32号）
 - 2018年法務人権大臣規則第36号、共同管理団体の運営許可申請および発行手続きおよび評価に関する規則（2018年インドネシア共和国官報第1786号）
 - 2023年法務人権大臣規則第28号、法務人権省の組織および業務手順に関する規則（2023年インドネシア共和国官報第900号）

決定事項：

以下を定める： 書籍および/またはその他の著作物の二次利用ライセンスに関する著作権料管理についての法務人権大臣規則

第1章 一般規定

第1条

本大臣規則における用語の定義は以下のとおりとする

1. 著作権とは、創作者が創作物を具体的な形で表現した時点から宣言主義の原則に基づき自動的に発生する排他的権利であり、法令の規定に従った制限を損なわないものである。
2. 創作物とは、科学、芸術、文学の分野における創作活動の成果であり、インスピレーション、能力、思考、想像力、機敏さ、技能、または専門性から生まれ、具体的な形で表現されたものである。
3. 創作者とは、単独または共同で独自かつ個人的な創作物を生み出した個人または複数人を指す。
4. 著作権者とは、著作権を所有する創作者、創作者から合法的に権利を譲渡された者、またはその権利をさらに譲渡された者を指す。
5. 書籍とは、綴じられた印刷物または定期的に発行されない電子出版物の形で発表された著作および/またはイラスト作品を指す。
6. その他の著作物とは、学術誌、記事、または雑誌、および印刷メディアおよび電子メディアに掲載された文章および/またはイラストを指す。
7. 書籍および/またはその他の著作物に関する著作権料（以下「著作権料」という）とは、創作物の経済的権利の利用に対する報酬であり、創作者および/または著作権者が受け取るものを指す。
8. 二次利用ライセンスとは、商業的または非商業的性質を問わず、創作者および/または著作権者の正当な利益を損なう形で、出版済みの書籍および/またはその他の著作物をさらに利用するための許可を指す。
9. 書籍および/またはその他の著作物に関する共同管理団体（以下「書籍および/またはその他の著作物に関するLMK」という）とは、創作者および/または著作権者から経済的権利の管理を委任された非営利法人であり、収集および分配を行う機関を指す。
10. 一般ライセンスとは、すべての書籍および/またはその他の著作物の二次利用について、ライセンス契約に基づきライセンス受領者に与えられる利用許可であり、法令に規定された範囲内で制限される。
11. 二次利用者とは、商業的または非商業的な目的で出版された書籍および/またはその他の著作物を複製および/または配布する形で、創作者および/または著作権者の正当な利益を損なうことなく二次利用を行う創作物の利用者を指す。
12. 商業的利用とは、創作物および/または関連する権利を有償で、またはさまざまな経済的利益を得ることを目的に利用することを指す。
13. 大臣とは、法務および人権分野における政府の事務を担当する大臣を指す。
14. 事務局長とは、知的財産権に関する事務を担当する事務局長を指す。
15. 個人とは、個人または法人を指す。
16. 営業日とは、営業のための通常の労働日を指す。

第2条

本大臣規則の適用範囲は以下を含む：

- a. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可；
- b. 書籍および/またはその他の著作物に関するライセンス；
- c. 創作物の使用における制限および例外；
- d. 著作権料の徴収、集約、配分；
- e. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の評価；
- f. 財務監査；
- g. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の業務および財務報告。

第3条

本大臣規則において、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の会員は、創作者および/または著作権者である。

第4条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用から得られる経済的利益は、著作権料の形で得られる。
- (2) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用に対する著作権料の額の決定基準は、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体によって定められ、大臣により承認される。
- (3) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用に対する著作権料の額は、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体によって決定される。

第5条

二次利用者には以下が含まれる：

- a. 教育機関の単位；
- b. 高等教育機関
- c. 教育機関；
- d. 研究機関；
- e. 政府機関/省庁/地方自治体；
- f. 文書の複製活動を行う民間企業；
- g. コピーサービス業者；
- h. 電子システムの運営者；
- i. 放送機関；
- j. 人工知能(*artificial intelligence*)の開発者；
- k. その他、法令に基づく二次利用者。

第2章

運営許可

書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体

第1節

運営許可
申請の要件

第6条

- (1) 運営許可を取得するために、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、大臣に対して書面で申請を行うものとする。
- (2) 大臣から運営許可を取得していない書籍および/またはその他の著作物分野の共同管理団体は、著作権料の徴収、集約、配分を行ってはならない。

第7条

- (1) 第6条に基づく申請を行う際、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は以下の要件を満たさなければならない：
 - a. 法人格を持つ非営利団体であること；
 - b. 創作者および/または著作権者から著作権料の徴収、集約、配分の委任を受けていること；
 - c. 少なくとも200人以上の創作者および/または著作権者を代表する会員を持つこと；
 - d. 著作権料の徴収、集約、配分を目的としていること；
 - e. 創作者および/または著作権者に対して著作権料を徴収、集約、配分する能力があること；
 - f. 書籍および/またはその他の著作物分野の共同管理団体の国際的な連盟の会員であること；
 - g. 少なくとも5か国、特定の国の特別行政区政府、または特定のエンティティとの間で書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体との間で双方向的な協定を結んでいること。
- (2) 申請に際し、申請者は以下の書類を添付しなければならない：
 - a. 組織設立の定款および変更の定款（書籍および/またはその他の著作物に関する著作権料の徴収、集約、配分を目的とする旨を記載）；
 - b. 組織の役員構成；
 - c. 定款
 - d. 財務管理および/または著作権料配分の指針
 - e. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の会員名簿；
 - f. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の国際的な連盟の会員証明書；
 - g. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体との双方向協定の証明書（少なくとも5か国、特定の国の特別行政区政府、または特定のエンティティとの協定）；
 - h. 創作者および/または著作権者からの委任状のコピー；
 - i. 他の共同管理団体に同一の権利で会員でない旨の誓約書；
 - j. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の役員の身分証明書のコピー；
 - k. 共同管理団体が管理する書籍および/またはその他の著作物の作品

名簿；

1. 創作者および/または著作権者に著作権料を徴収、集約、配分できることを証明する誓約書。

第2節

申請の審査

第1段落

一般事項

第8条

大臣は、第7条で述べた申請に対する審査を実施するものとする

第9条

- (1) 第7条で述べた申請の審査は、以下の通り行われる：
 - a. 行政審査、および；
 - b. 実地審査。
- (2) 第1項のa号に規定される行政審査は、第7条に規定される要件書類に対して実施されるものとする。
- (3) 実地調査は、第1項bの規定に基づき、要件書類と現場の事実との適合性を確認するために実施される。

第2段落

行政審査

第10条

- (1) 第9条第1項aの規定に基づく行政審査は、申請の受付日から起算して最長5日以内に実施される。
- (2) 第1項に基づく行政審査の結果、要件書類が不備であると判断された場合、大臣は申請者に対し、通知日から起算して最長10日以内に要件書類を補完するよう申請を返却する。
- (3) 第2項に規定される期間内に申請者が要件書類を補完しなかった場合、申請は撤回されたものとみなされる。

第11条

第9条第1項aの規定に基づく行政審査の結果、要件書類が完全であると判断された場合、大臣は行政審査が終了したことを宣言し、事実調査を実施する手続きに進む。

第3段落

実地審査

第12条

- (1) 第11条に基づく事実調査は、要件書類の行政審査が完全であると判断された日から起算して最長5日以内に実施される。

- (2) 第1項に基づく事実調査の結果、要件書類が現場の事実と一致しないと判断された場合、申請は却下される。

第13条

- (1) 第12条第1項に基づく事実調査の結果、要件書類が現場の事実と一致すると判断された場合、大臣は書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可を大臣決定により付与する。
- (2) 第1項に基づく書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可は、決定日から起算して3年間有効である。

第3節

運営許可の更新

第14条

- (1) 第13条第2項に規定される書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可は、大臣に申請することにより更新することができる。
- (2) 第1項に規定される共同管理団体の運営許可の更新申請は、許可の有効期間が終了する3か月前までに提出しなければならない。

第4節

運営許可の取消

第15条

- (1) 大臣は、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可を取り消すことができる。
- (2) 第1項に基づく共同管理団体の運営許可の取消は、以下の場合に行うことができる：
- a. 大臣の決定に沿わないロイヤリティの徴収を行った場合；
 - b. 営利法人へと法人形態を変更した場合；
 - c. 著作権法および関連法規に基づき、創作者および/または著作権者へ適切にロイヤリティを分配しなかった場合；
 - d. 書籍および/またはその他の著作物分野において創作者および/または著作権者の利益を代表する共同管理団体の会員数が200人未満となった場合；
 - e. 年に1回以上、公認会計士による業務監査および財務監査を実施しなかった場合；
 - f. 年に1回以上、電子メディアおよび全国紙を通じて監査結果を公表しなかった場合；
 - g. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の職務および機能を逸脱した場合；
 - h. 法令の規定を遵守しなかった場合。
- (3) 第1項に基づき共同管理団体の運営許可を取り消すにあたり、大臣は総局長を通じて、事前に書籍および/またはその他の著作物分野における共同

管理団体へ警告書を発行する。

- (4) 第3項に基づく警告書は、署名日から起算して14日間有効とする。
- (5) 第4項に規定される期間内に共同管理団体が警告書に従わない場合、大臣は共同管理団体の運営許可を取り消す。
- (6) 第5項に基づく運営許可の取消は、法務人權省および/または知的財産総局の公式ウェブサイトに掲載され、公表される。

第16条

- (1) 第15条に基づき運営許可を取り消された書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、ロイヤリティの徴収、管理、および分配を行うことを禁止される。
- (2) 第1項に規定される共同管理団体は、許可取消決定日から起算して30日以内に、徴収および管理していたすべてのロイヤリティを創作者および/または著作権者へ分配しなければならない。
- (3) 第1項に基づき運営許可を取り消された共同管理団体は、書籍および/またはその他の著作物分野における同種の共同管理団体へ、二次的著作物の利用者に関するすべてのデータおよび情報を引き渡さなければならない。
- (4) 第3項に基づき、同種の共同管理団体は、提供されたデータおよび情報をもとに、運営許可を取り消された共同管理団体の会員である創作者および/または著作権者へロイヤリティを分配する。
- (5) 同種の共同管理団体は、運営許可を取り消された共同管理団体の会員である創作者および/または著作権者の代理人としての役割を担う。
- (6) 第5項に基づく代理人には、以下の権限が付与される：
 - a. ロイヤリティの徴収および分配に関する業務の管理；
 - b. 運営許可を取り消された共同管理団体宛の全ての通信の開封および対応；
 - c. 会員管理およびロイヤリティの分配手続きの遂行。
- (7) 代理権の移譲が行われなかった場合、同種の共同管理団体は、独自の計算方式に基づき、ロイヤリティを著作権者へ直接分配する。

第3章

書籍および/またはその他の著作物に関するライセンス

第17条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用は、創作者および/または著作権者の事前許可を得ることなく、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体を通じて報酬を支払うことで実施することができる。
- (2) 第1項に基づき報酬を支払った二次利用に対して、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、二次利用許可の証明書を発行する。

第18条

- (1) 著作物の二次利用の形態には、書籍および/またはその他の著作物の複製および/または配布が含まれ、以下の活動として実施される：
- a. 印刷 (*printing*) ；
 - b. コピー (*photocopy*) ；
 - c. スキャン (*scanning*) ；
 - d. スクリーンショット (*screenshot*) ；
 - e. インターネットからのダウンロード (*internet downloading*) ；
 - f. 電子メール送信 (*emailing*) ；
 - g. アップロード (*posting/uploading*) ；
 - h. 保存 (*storing*) ；
 - i. 共有および/または拡散 (*sharing*) ；
 - j. 朗読の録音または録画による配信 (*read aloud*) ；
 - k. ライブ朗読の実演 (*live performing*) ；
 - l. インターネット上での大量データ取得 (*web scraping*) 。
- (2) 第1項に規定される二次利用の形態は、以下の媒体を使用して実施することができる：
- a. コピー機；
 - b. スキャナー；
 - c. 携帯電話；
 - d. デジタル技術を活用した機器；
 - e. その他の複製および配布用機器。
- (3) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用は、以下のいずれかに該当する範囲で行わなければならない：
- a. 第7条に規定される二次利用者による書籍および/またはその他の著作物の10%（十パーセント）を超えない範囲での複製および/または配布；
 - b. 創作者および/または著作権者の正当な利益を損なわない範囲での利用。
- (4) 雑誌、新聞、または定期刊行物に掲載された著作物の二次利用においては、1つの記事全体を対象とすることはできない。
- (5) 第1項、第2項、および第3項の規定を実施する者は、ロイヤリティを支払う義務を負う。

第4章

著作物の利用に関する 制限および例外

第19条

- (1) 以下の形式で実施される二次利用に対しては、ロイヤリティの支払いが義務付けられる：
- a. 営利目的の公共サービス；
 - b. 非営利目的であっても、正当な利益を損なう公共サービス。
- (2) 第1項に基づく二次利用について、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、ロイヤリティの額をそれぞれ異なる水準で

設定することができる。

- (3) 教育機関の単位、大学、教育機関、ならびに小規模・零細事業者に対する二次利用のロイヤリティ料率は、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体に対し、証明書類を添付した申請書を提出することで調整することができる。

第5章

ロイヤリティの徴収、管理、および分配

第1節

徴収

第20条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、以下に基づき、書籍および/またはその他の著作物の二次利用に対するロイヤリティの徴収権限を有する：
- a. 創作者および/または著作権者の書面による同意；
 - b. 他国の書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体、特定の行政区域の政府、および/または特定の法人との二国間・相互協定。
- (2) 第1項に基づくロイヤリティは、以下のいずれかに該当するものとする：
- a. 商業目的の二次利用にかかるロイヤリティ；
 - b. 非商業目的であっても、権利者の正当な利益を損なう二次利用にかかるロイヤリティ。
- (3) 第1項(a)に基づく書面による同意とは、創作者および/または著作権者が書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体に対し、書籍および/またはその他の著作物の二次利用にかかるロイヤリティの徴収を委任する契約を指す。
- (4) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、二次利用にかかるロイヤリティの徴収を年1回実施する。

第21条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、まだ共同管理団体の会員となっていない者の利益のためにロイヤリティの徴収を行うことができる。
- (2) 共同管理団体が、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の会員ではない者に対する一般ライセンスに基づきロイヤリティを徴収した場合、共同管理団体は二次利用者からの報告に基づきロイヤリティを権利者に引き渡す義務を負う。
- (3) 創作者および/または著作権者が一般ライセンスによって得られたロイヤリティの受領を拒否した場合、ロイヤリティは翌年度に再配分されるか、共同管理団体によって管理される。

第2節 徴収

第22条

- (1) 第20条に基づき徴収されたロイヤリティは、共同管理団体が記帳および／またはその他の業務分野において指定する銀行口座に徴収されるものとする。
- (2) 共同管理団体によって徴収されたロイヤリティは、以下の目的で使用される。
 - a. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の会員である創作者および/または著作権者への分配；
 - b. 運営資金；
 - c. 予備資金。

第3章 分配

第23条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物の二次利用にかかるロイヤリティの分配は、以下のデータに基づいて行われる：
 - a. 二次利用者による著作物の使用記録（*logsheet*）；
 - b. 二次利用者による無作為抽出（*sampling*）；
 - c. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体と二次利用者の間で締結された書面による契約に基づく、二次利用ロイヤリティの配分割合。
- (2) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、第1項に基づくロイヤリティの分配を、最低でも年1回実施しなければならない。
- (3) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、第1項に基づくロイヤリティの分配状況を、最低でも年1回、関連省庁に報告する義務がある。
- (4) 第3項に基づくロイヤリティ分配の報告内容は、以下を含む：
 - a. 分配されたロイヤリティの総額；
 - b. ロイヤリティの受領者；
 - c. 商業目的の公共サービスごとの二次利用者データ。
- (5) ロイヤリティの分配額に関する不一致が発生した場合、創作者および/または著作権者は、裁判外紛争解決手続きを通じて解決を試みることができる。
- (6) 第5項に基づき、裁判外紛争解決手続きが関係者間で合意された場合、その合意内容は議事録として文書化されなければならない。
- (7) 第6項に基づく議事録の内容は、署名日から14日以内に関連省庁に提出しなければならない。
- (8) 第6項に基づく合意内容は、署名日から14日以内に実行されなければならない。
- (9) 第5項に基づく裁判外紛争解決手続きにおいて合意に至らなかった場合、

創作者および/または著作権者は、法令に従い、司法手続きを通じて紛争を解決することができる。

第24条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物にかかる二次利用ロイヤリティで、共同管理団体によって分配されていないものは以下に分類される:
 - a. 創作者が不明なロイヤリティ;
 - b. 所有権が争われているロイヤリティ;
 - c. 請求されていないロイヤリティ。
- (2) 第1項の(a)号に定めるように、創作者が不明なロイヤリティは、権利者がまだ特定されていないロイヤリティを指す。
- (3) 第1項の(b)号に定めるように、争われているロイヤリティは、権利の有無がまだ争われているロイヤリティを指す。
- (4) 第1項の(c)号に定めるように、請求されていないロイヤリティは、創作者および/または著作権者がまだ共同管理団体の会員でないロイヤリティを指す。

第25条

- (1) 著作物またはその他の著作物に関する創作者および/または著作権者のロイヤリティが不明な場合（第24条第1項(a)号に基づく）は、共同管理団体（著作物・著作権管理団体）は、そのロイヤリティを2年間保存し、共同管理団体の公式ウェブサイトにて創作者および/または著作権者に対して公示する。
- (2) 上記の期間内に、創作者および/または著作権者が特定され、または共同管理団体の会員となった場合、そのロイヤリティは創作者および/または著作権者に分配される。

第26条

- (1) 著作物またはその他の著作物に関する創作者および/または著作権者のロイヤリティが争われている場合（第24条第1項(b)号に基づく）は、共同管理団体により保存され、紛争解決手続きが確定判決に達するまで保管される。
- (2) 争いが解決し、確定判決が下された場合、そのロイヤリティは、判決が当事者に通知された日から14日以内に、紛争に関わる創作者および/または著作権者に分配される。

第27条

- (1) 著作物またはその他の著作物に関する創作者および/または著作権者がまだ請求していないロイヤリティ（第24条第1項(c)号に基づく）は、共同管理団体によって最大2年間保存される。
- (2) その期間内に創作者および/または著作権者がロイヤリティを請求した場合、ロイヤリティは正式に認められた創作者および/または著作権者に分配される。

第28条

第25条第1項および第27条第1項に定める期間を経過した後も、ロイヤリティが分配されていない場合、共同管理団体はそのロイヤリティを予備資金として配分することができる。

第4章 運営資金

第29条

共同管理団体（著作物・著作権管理団体）は、毎年集められたロイヤリティの総額のうち、最大20%（二十パーセント）を運営費用として使用することができる。

第5部 予備資金

第30条

第28条に定める予備資金は、次のロイヤリティに関するものである：

- a. 創作者が不明なもの；
- b. クレームされていないもの；
- c. 創作者および/または著作権者によって拒否されたもの。

第31条

第30条に定める予備資金は、次の目的に使用することができる：

- a. 教育、社会活動、または慈善活動；
- b. 書籍および/またはその他の著作物分野の共同管理団体メンバーに対する社会保障；
- c. ロイヤリティ管理に関連する著作権の啓発活動；
- d. 読書推進のためのその他の活動。

第6章 評価

第32条

- (1) 大臣は、書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の評価を行う。
- (2) 第1項の評価は、少なくとも1年間に1回実施されなければならない。
- (3) 第2項の評価は、大臣によって編成された監視チームによって実施される。
- (4) 監視チーム（第3項に基づく）は、以下の要素から構成されることができる：
 - a. 法務・人権省；
 - b. 書籍および/またはその他の著作物分野の専門職団体の代表者；
 - c. 書籍および/またはその他の著作物分野のロイヤリティ管理の専門家

- (5) 監視チーム（第3項に基づく）の任務は次の通りである：
- a. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の業績および財務を監視すること；
 - b. 監視業績を大臣に報告すること；
 - c. 共同管理団体の運営許可を取り消すか延長するために大臣に提言すること；
 - d. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の倫理規定違反または法令違反に関する市民からの報告を受け取ること；
 - e. 共同管理団体が行った違反に対して、大臣に制裁を科すよう提言すること。
- (6) 監視チームのメンバーの任期は3年間である。

第7章 財務監査

第33条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、少なくとも年に1回財務監査を実施しなければならない。
- (2) 第1項に基づく財務監査は、法令の規定に従い、公認会計士によって実施される。
- (3) 第1項に基づく財務監査は、書籍および/またはその他の著作物分野における二次利用ロイヤリティの管理に関する監査を対象とする。
- (4) 第3項に基づく財務監査には、以下の内容が含まれる：
 - a. 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の会員である著作者および/または著作権者に分配されたロイヤリティの監査；
 - b. 運営資金；
 - c. 予備資金。
- (5) 第3項に基づく財務監査の結果は、少なくとも1つの全国紙および1つの電子メディアを通じて公表される。
- (6) 第5項に基づく公表は、財務監査結果が完了してから14日以内に行われなければならない。

第8章 書籍および/またはその他の著作物分野における 共同管理団体の業務および財務報告

第1節 業務報告

第34条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、毎年業務報告を作成し、大臣に提出しなければならない。

- (2) 第1項に基づく業務報告は、内部業務監査システムを適用して作成しなければならない。

第35条

第34条に基づく業務報告には、少なくとも以下の内容を含めるものとする：

- a. 会員に分配されたロイヤリティの受領額；
- b. 1年間に実施したプログラム、活動、および業務実績。

第2節

財務報告

第36条

- (1) 書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体は、毎年財務報告を大臣に提出しなければならない。
- (2) 第1項に基づく財務報告は、公認会計事務所による監査を受けたものでなければならない。
- (3) 第1項に基づく財務報告は、当該年度の1月から12月までの期間を対象とし、翌年4月末までに大臣に提出しなければならない。

第9章

移行規定

第37条

本大臣規則が施行された時点で：

- a. 本大臣規則の施行前に発行された書籍および/またはその他の著作物分野における共同管理団体の運営許可は、その有効期間が満了するまで引き続き有効とする。
- b. 書籍および/またはその他の著作物の二次利用に関するロイヤリティ料金の適用は、共同管理団体と二次利用者との合意に基づき継続されるものとし、本大臣規則に基づく二次利用ロイヤリティ料金の決定指針が定められるまで適用されるものとする。

第10章

最終規定

第38条

書籍および/またはその他の著作物の二次利用に関するロイヤリティ料金の決定指針は、本大臣規則の公布日から最長6か月以内に定めなければならない。

第39条

本大臣規則は、公布日より施行する。

すべての者が本規則を認識できるよう、本大臣規則をインドネシア共和国官報

に掲載することを命じる。

2024年6月12日ジャカルタにて制定

インドネシア共和国 法務人権大臣



電子署名済み:

ヤソシナ・ハモナンガン・ラオリ

ジャカルタにて公布

2024年6月19日

法令

総局長

インドネシア共和国

法務人権省



電子署名済み:

アセップ・ナナ・ムルヤナ

インドネシア共和国官報 2024年 第325号



電子認証局
(BSrE)

本書類は、インドネシア国家サイバー暗号庁 (BSSN) の電子認証局 (BSrE) が発行する電子証明書を使用して電子署名されています。
文書の真正性は以下のリンクから確認できます: <https://bsre.bssn.go.id/verifikasi>